2025 年 4 月 1 日
代議員選挙管理委員会

代議員選挙の公示について

日本セラミックス協会の定款では，代議員が，法令上の社員となり，総会の構成員として議決権を持つと定められており，代議員の選任は，全正会員（個人会員および特別会員）からの立候補および推薦に基づく代議員候補者を全正会員の信任投票により選出することとなっております．（代議員選任規程）

代議員選任規程に準拠し，下記の通り代議員選挙を実施するので公示します．なお定款 6 条 6 項に基づき，本年度選挙を行い選ばれる代議員の任期は 2026 年 6 月の定時総会の直後から 2028 年 6 月の定時総会終結のときまでとなります．

記

1.　立候補手続き（①立候補者）

（1）立候補者の資格：本会の正会員（個人会員および特別会員の登録代表者）

（2）立候補の必要条件：所属する支部の２０名以上の正会員の推薦

（3）手続き

以下の事項を記載した「立候補届」を所属する支部の支部長に提出する．

(イ)候補者氏名(ふりがな)

(ロ)会員番号

(ハ)勤務先，所属および職名(勤務先を有しない場合は現在の業務)

(ニ)推薦を受けた正会員のリスト（氏名および所属）

2.　推薦手続き（②連名推薦候補者）

（1）被推薦者の資格：本会の正会員（個人会員および特別会員の登録代表者）

（2）推薦の条件：正会員３５名以上の推薦

（3）手続き

以下の事項を記載した「推薦届」を所属する支部の支部長に提出する．

(イ)被推薦者氏名(ふりがな)

(ロ)会員番号

(ハ)勤務先，所属および職名(勤務先を有しない場合は現在の業務)

(ニ)推薦した正会員のリスト（氏名および所属）

3.　立候補・推薦資料提出期限

2025 年 5 月 9 日(金)まで

4.　スケジュール

2025 年

4 月 1 日	選挙の公示（会誌および協会ホームページ）
5 月 9 日	立候補・推薦締切
9 月 30 日	各支部の代議員候補者推薦委員会は①立候補者，②連名推薦候補者，③委員会選考候補者のうちから支部代議員定数内の代議員候補者を選出し，会長に提出
12 月 1 日	会誌（セラミックス誌）１２月号および郵便等にて代議員候補者名簿および投票用ハガキを正会員に送付し信任投票による選挙を行う

2026 年

1 月 31 日	投票締め切り
2 月 6 日	代議員選挙管理委員会にて投票結果開票
6 月 5 日	定時総会にて代議員名簿の承認
7 月 1 日	協会ウェブサイトに選挙結果（代議員名簿）を掲載

代議員選任規程は、協会 HP（https://www.ceramic.or.jp/csj/daigiinsenkyo/daigiinkitei.pdf）をご覧ください

ご不明な点は下記までお問い合わせください。
公益社団法人日本セラミックス協会事務局代議員選挙係
Tel：03-3362-5231　Fax：03-3362-5714
E-mail：soumu@ceramic.or.jp

代議員選任規程

2023 年 5 月 16 日改訂理事会承認
2023 年 6 月 2 日改訂総会承認

（目的）

第　1条　本規程は、定款第6条第2項に定める代議員の選任について定める。

（定数）

第　2条　代議員の定数は150人以上160人以内とする。

2　代議員は、代議員選挙実施年度の4月1日において各支部に在籍する正会員数に、代議員の定数を比例配分して、支部ごとに選任数（以下、支部代議員定数という。）を算出する。

3　正会員の所属支部は細則第2条第2項の定めるところによる。ただし、本部直属の海外在住正会員については、本部の所在地が東京であるので、関東支部所属として取り扱う。

4　選挙実施年度ごとに、選任する代議員定数及び支部代議員定数を理事会で決定する。

（代議員候補者推薦委員会の設置）

第　3条　各支部は、支部ごとに代議員候補者推薦委員会を設置し、委員長及び委員の氏名・所属を選挙実施年度の6月末までに会長に報告する。

（代議員候補者）

第　4条　正会員は所属する支部の20名以上の正会員の推薦を得て代議員候補に立候補することが出来る（以下、立候補者という。）

2　正会員は35名以上の連名で1名の代議員候補者（以下、連名推薦候補者という。）を所属する支部の代議員候補者推薦委員会に推薦することが出来る。

3　支部の代議員候補者推薦委員会は、支部所属の正会員の中から代議員候補者（以下、委員会選考候補者という。）を選考する。

4　支部の代議員候補者推薦委員会は、立候補者、連名推薦候補者及び委員会選考候補者のうちから、支部代議員定数内の代議員候補者を選出し、選挙実施年度の8月末までに氏名・所属を会長に提出する。

5　各支部の代議員候補者推薦委員会から推薦された代議員候補者は、以後支部を移動してもその権利と義務を有するものとする。

（代議員の選任）

第　5条　代議員は、代議員候補者の中から正会員による選挙で選任する。

2　代議員の選任は西暦奇数年度に実施する。

3　選任は、候補者のうちの不信任者に印をつけることにより行う。不信任票数が選挙実施年度の4月1日における有権者総数の2分の1を超えたものを除き代議員に選出（仮）されたものとする。

4　正会員は、所属する支部によらず、全ての候補者について意思表示することが出来る。

5　正会員は、第3項の規定にかかわらず、候補者以外の正会員氏名を追加記載することにより投票することが出来る。追加記載による得票数が候補者の最下位の信任票数を超えた者は、その候補者と入れ替わって代議員に選出（仮）されたものとする。ただし、候補者の信任票数は、選挙実施年度の4月1日における有権者総数から不信任票数を差し引いた値とする。

（選挙の管理）

第　6条　会長は、代議員の選挙管理を公正、円滑に遂行するため選挙管理委員会を設ける。

2　選挙管理委員会は代議員の選挙を実施する。

（選挙管理委員会）

第　7条　選挙管理委員会は以下の５名の委員によって組織する。

（1）選挙が行われる年の定時総会をもって退任する理事および委員長の中から理事会が選出した者　3名

（2）監事　２名

2　前項の委員の任期は選挙の行われる年の9月１日から当該年度定時総会の終了までとする。

3　委員会に、委員の互選により選ばれた委員長　１名を置く。

4　委員会の議事は半数以上が出席した委員会（議決権の代理行使を認める）で、出席委員の過半数をもって議決する。

5　委員が代議員候補者になった場合、選挙結果が確定するまで委員の資格を停止する。

6　委員に欠員が生じ、会長が運営上支障があると認めた場合は、会長は第1項の定めによらず正会員の中から期間を決めて臨時に委員を委嘱することができる。

（代議員の決定）

第　8条　選挙管理委員会委員長による投票結果の会長への報告をもって代議員選挙は終了し、選挙終了後最初の定時総会の承認をもって代議員が選任されたものとする。

（代議員の補欠）

第　9条　代議員の数が定款で定める代議員定数を下回った場合、欠けた代議員の所属する支部より候補者を選考し、同様の信任投票をもって選任する。この場合、代議員の任期は前任者の残任期間とする。

附則

1．この規程の改廃は理事会の決議を経て総会での承認を得なければならない。

改訂履歴

2023 年 6 月 2 日総会承認　理事構成の見直しにともない第 7 条の一部を修正。総会承認